

# 製品事故から身を守るために

平成20年11月11日

経済産業省大臣官房審議官

原山 保人



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

# ご存じでしょうか？身近なところで起きる製品事故

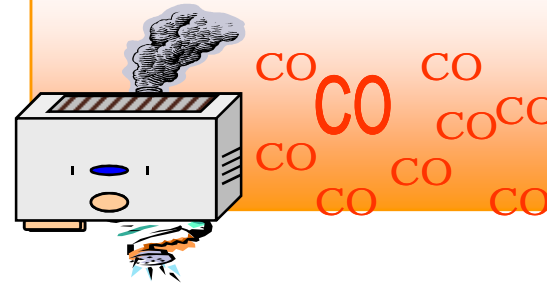
## ベビーカーによる転倒事故

ベビーカーを使用中に手押し部分を固定するねじが外れ、幼児がベビーカーから転落、顔に大けが



## ガス瞬間湯沸かし器の一酸化炭素中毒事故

ガス瞬間湯沸かし器の長期間の使用により、すずにより熱交換器に目詰まりが生じたことから、不完全燃焼となり、一酸化炭素中毒に。（経年劣化）



## 小型キッチンユニット用電気コンロ使用上の事故

コンロそばを通った際に体や荷物などがつまみにあたり、気づかずにスイッチが入り、コンロの上にあった可燃物に延焼。

### こんなとき、こんな原因で火事になる



## エスカレーター利用時のサンダル巻き込まれ事故

サンダルを履いてエスカレーターのステップの端に立っていたところ、エスカレーター側面とステップの間隙間にサンダルを巻き込まれ、足指を負傷。



## 製品事故は以下の様に分類できます

製品に起因する事故

設計・製造上の問題による事故  
カテゴリ-2

【重大製品事故】  
カテゴリ-1

製品の長期間の使用により、性能が劣化したため生じた事故  
(経年劣化事故)  
カテゴリ-3

製品に起因しない事故

誤使用や不注意による事故  
カテゴリ-4

業者による工事、修理  
又は輸送中の取扱い等に起因する事故

カテゴリ-5

重大製品事故とは、死亡、重傷、一酸化炭素中毒、後遺障害、火災など危害が重大な事故を指し、国に報告が義務付けられています。

その他に事故には至らないものの消費者が危険を感じたものを「ヒヤリハット情報」と言っています(後述)

## カテゴリー1（重大製品事故報告・公表制度について）

### 重大製品事故報告・公表制度の創設

#### 消費生活用製品安全法の改正

平成19年5月14日の改正消費生活用製品安全法の施行以降、1,956件（内訳：19年度1,190件、20年度766件）の報告を受理  
（平成20年10月31日現在 次項参照）

### 重大事故発生

#### 製造事業者・輸入事業者の事故報告義務

①消費生活用製品の名称及び型式、②重大製品事故の内容、③製造・輸入・販売数量、他

（重大事故を知った日から10日以内）

#### 主務大臣（経済産業大臣）による公表

製品起因であると疑われる事故は、直ちに①事業者名、②機種・型式名、③事故内容等を記者発表し、ウェブサイトでも公表等。

（必要に応じて）

#### 主務大臣（経済産業大臣）による命令

報告徴収や立入検査を行い、危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、製品回収等の危害防止命令等を、報告義務不履行に関しては体制整備命令を発動。

### 重大製品事故情報の活用・効用

- 事業者はリコール等を通じて回収、部品交換等を実施。
- 新聞等マスコミは社会面などを通じ、消費者に注意喚起。
- 国は事故原因を専門機関を用いて分析し、規制対象の拡大や技術基準の改正を実施。

## カテゴリー 1 (重大製品事故の受付状況)

平成20年10月31日現在 重大製品事故報告受付状況 (経済産業省製品事故対策室)

	死亡		重傷		火災	CO中毒	後遺障害	計
		(うち火災による死亡)		(うち火災による重傷)				
ガス機器	22	(18)	21	(9)	250	16	0	309
石油機器	13	(12)	6	(4)	200	5	0	224
電気製品	25	(18)	63	(2)	948	3	2	1,041
うち電気こんろ	1	(1)	0	(0)	93	0	0	94
その他	40	(0)	294	(4)	43	0	5	382
うち電動アシスト自転車	2	(0)	31	(0)	1	0	1	35
うちデスクマット	0	(0)	45	(0)	0	0	0	45
合計	100	(48)	384	(19)	1,441	24	7	1,956

1ヶ月あたりの報告件数はこれまで平均109件で推移。なお、電気製品については昨年度1か月平均54件に対し、今年度は63件と上回って推移。

# カテゴリー3（製品の長期間の使用による事故（経年劣化起因事故））

**長期使用製品安全点検制度（表示制度）がスタートします。**

平成21年4月1日から施行します。

長期使用製品点検  
制度

長期使用製品表示  
制度

経年劣化による重大事故発生の恐れが高い製品が対象

重大事故発生率は高くないものの事故件数が多い製品が対象

下記の9品目について設計標準使用期間に応じた「点検時期」が所有者に通知され、メーカーは点検、修理に有償で応じる制度です

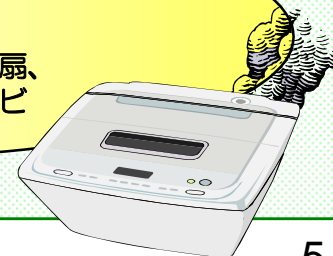
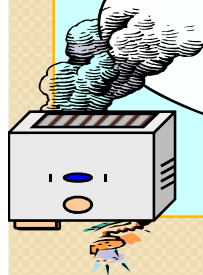
下記の5品目について設計標準使用期間を製品に表示する制度です。  
(この期間を過ぎて使用する場合に注意が必要です。)

下記の9品目が対象

屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、LPガス用）  
屋内式ガスふろがま（都市ガス用、LPガス用）  
石油給湯機、石油ふろがま  
密閉燃焼式石油温風暖房機  
ビルトイン式電気食器洗機、  
浴室用電気乾燥機

下記の5品目が対象

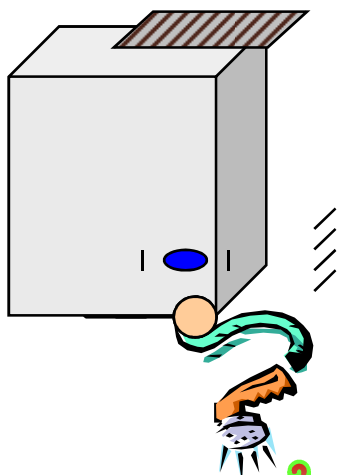
エアコン、扇風機、換気扇、  
洗濯機、ブラウン管テレビ



# カテゴリー3（製品の長期間の使用による事故（経年劣化起因事故））

平成21年4月1日以降製造・輸入される製品に表示されます。

## 点検制度の表示



### 製品本体の表示のイメージ

#### 特定保守製品

1. 特定製造事業者等名  
株式会社A B C  
県 市 区 町\*\*
2. 製造年月 20XX年XX月
3. 製造番号 XXXX - XXXXXX
4. 設計標準使用期間 年
5. 点検期間 20XX年XX月 ~ 20XX年XX月
6. 問合せ連絡先  
株式会社A B C お客様相談センター  
0120 - XX - XXXX

### 遠隔操作装置の表示のイメージ

#### 特定保守製品

1. 特定製造事業者等名 株式会社A B C
  2. 設計標準使用期間 年
  3. 問合せ連絡先  
株式会社A B C お客様相談センター  
0120 - XX - XXXX
- 製造年月、製造番号、点検期間については製品本体に記載

遠隔操作装置  
（リモコン、  
タッチパネルなど  
添付する例）

## 表示制度の表示



【製造年】20XX年

【設計上の標準使用期間】 年

設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、**経年劣化**による発火・けが等の**事故に至るおそれ**があります。

機体本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で表示されます。

### カテゴリー3（製品の長期間の使用による事故（経年劣化起因事故））

#### 点検制度対象製品の場合

購入時には、まず、所有者の登録をしましょう。

平成21年4月1日以降、対象製品購入時、購入者に対し販売事業者からも点検制度につき説明します。

点検時期が来たら、通知が来ます。

通知が来たら、点検を依頼します（点検には料金がかかります）。

点検期間の前でも使用している間に少しでも異常（煙、異常音など）を感じたら、使用を停止し、メーカーに連絡しましょう。

なお、現在お使いの製品も点検可能ですので、詳しくはメーカーなどにお尋ねください。

#### 表示制度対象製品の場合

製品の標準使用設計期間（前記参照）を確認しましょう。

ご使用中に以下の症状が見られたら、要注意です。

##### 扇風機・換気扇

ファンが回っても、異常に回転が遅かったり不規則

##### 洗濯機

脱水中に蓋を開けても15秒以内で止まらないことがある

##### エアコン

電源コードやプラグが異常に熱い

##### ブラウン管テレビ

映像が連続してチラついたり、揺れたりする

対象製品以外にもモノにも人と同様に寿命があります。一定の期間が経過することにより、部品等が劣化しますので製造時から長期間経過している製品のご使用にはご注意ください。

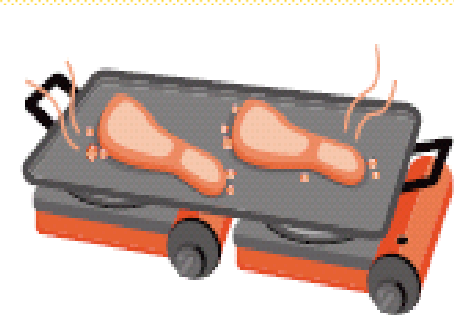


## カテゴリー4 (使用者の不注意・誤使用による事故)

ケース1：取扱説明書の誤認、思いこみで事故に至ったケース

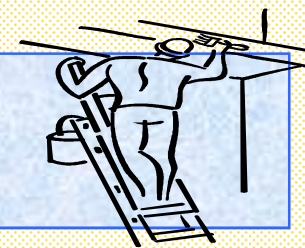
### ○カセットコンロ使用上の事故

カセットコンロを並べて、コンロを覆うような大きな調理器具（鉄板、鍋）を使用するなどしたところ、調理器具の輻射熱でぼんべが過熱されて爆発。



### ○脚立使用上の事故

不安定な場所で1人で脚立を使用していたところ、転倒して怪我。



### ○衣類乾燥機使用上の発火事故

美容オイル（ボディオイル、エステ系オイル）等の染み込んだタオルを洗濯して乾燥中、乾燥した時の余熱により、オイルが酸化発熱し、発火・発煙したケース。

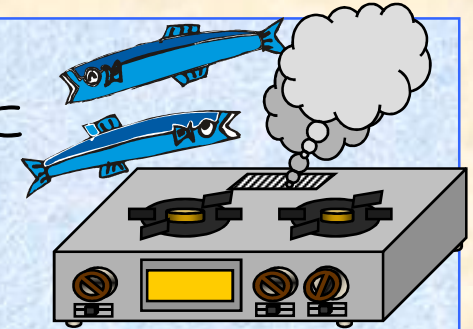


## カテゴリー4 (使用者の不注意・誤使用による事故)

### ケース2：使用者の油断で事故に至ったケース

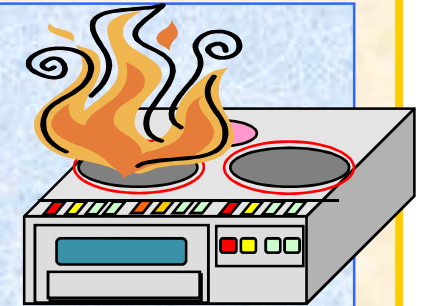
#### ○魚焼きグリル使用上の事故

魚の脂が付着した状態で、グリルを使用していたところ、魚の脂に着火して、グリルの排気口から発火したケース。



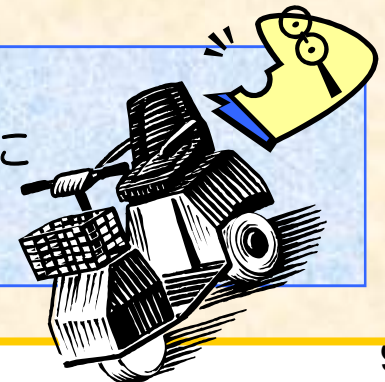
#### ○天ぷら調理中の事故

鍋に油を引いて加熱し、加熱状態のまま数分間その場を離れ、キッチンに戻ると鍋から火が上がっていたケース。  
(IHコンロでも天ぷら油の量が少なかったため、火事に至ったケースがあります)



#### ○電動車イス運転中の事故

高齢者の方が電動車イスを運転中、信号に気を取られている際に側溝に落ちて怪我。

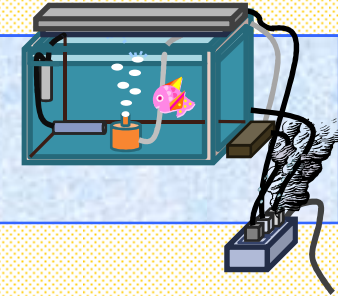


## カテゴリー4（使用者の不注意・誤使用による事故）

### ケース3：使用者の知識で事故が防げたケース

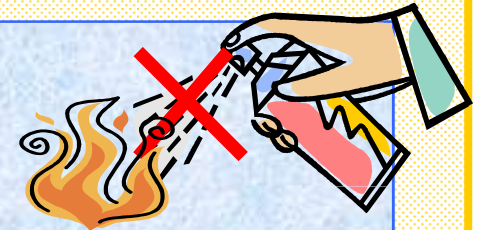
#### ○トラッキング現象による発火事故

鑑賞用水槽後部にあった延長コードに水がかかったため、コンセントとプラグの間に火花が発生し火災になったケース。



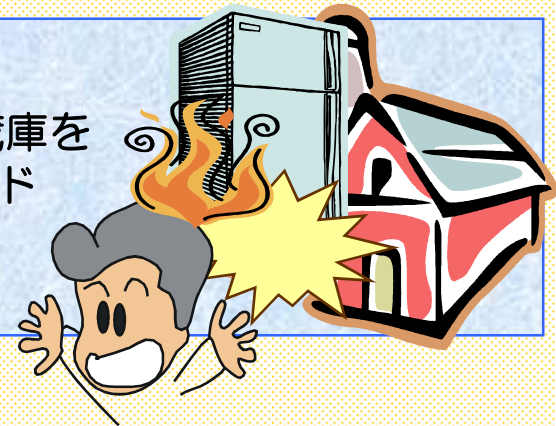
#### ○エアゾール缶使用上の事故

お風呂場でエアゾール缶（LPガス使用のもの）を大量に使用した後に、風呂がまに点火した際、エアゾールは空気より重いため、底に滞留していたガスに引火し爆発。



#### ○冷蔵庫を使用中に生じた事故

新しく冷蔵庫を買ったので、それまで使用していた古い冷蔵庫を納屋で使用していたところ、高温多湿な場所だったため、コードが劣化して火災に至ったケース。



## カテゴリー4（使用者の不注意・誤使用による事故）

### ケース4：周囲の方の注意一つで事故が防げたケース

#### ○歩行補助車の使用上の事故

しっかりとロックをせず歩行補助車を使用中、突然、車体が折り畳まれたため、転倒して重傷を負った。



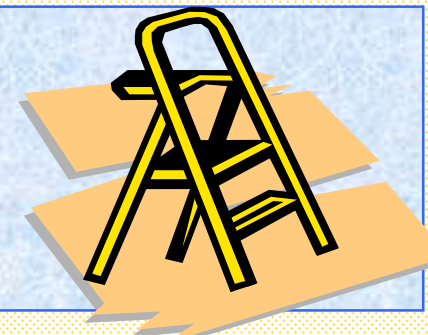
#### ○介護用ベッド使用上の事故

介護用ベッドを使用中、手すりのすき間にスペーサーをはめていなかったため、身体の一部を挟み込み、死亡、重傷を負った。



#### ○踏み台使用上の事故

保護者が目を離した不在の折に、踏み台を子供が畳んだ際に製品を指を挟み、左手中指を負傷。



# ナイトとは？

- ◆ 製品事故の公的な原因究明機関です。  
経済産業省所管の独立行政法人「製品評価技術基盤機構」  
niteとは、National Institute of Technology and Evaluation の略です。
- 製品事故の原因を分析して、経済産業省と連携して製品の改善等のものづくりや製品の回収などの事故対策に貢献することを使命としています。
- 各地に専門知識を有する技術者が約100人いて、各地で発生する事故について消防等と協力して原因究明を行っています。

# nite NITE (ナイト) の全国組織

北陸支所



食器洗い乾燥器現場調査

北海道支所

東北支所

北関東支所



発火燃焼実験  
(消防機関との連携)

九州支所



自転車フレーム耐振性試験

中国支所

本所



四国支所



大阪 本部



焼損したテレビの分解調査



アレルギー原因物質の特定

中部支所



シュレッダー吸い込み実験

# ヒヤリ・ハット情報について

使用中の電子レンジの庫内内側から火花が出たケース。

ドライヤー使用中に突然、火花が散ったケース。

胸ポケットに入れていた携帯電話機の裏ぶたが浮き上がり、電池パックが膨れて膨張し発熱したケース。

日頃、製品を使用中にヒヤリとしたとき、ハットしたときには・・・

釣り竿を収納中、突然、竿が折れ手に刺さったケース。

被介護者がベットから立ち上がろうとしたところ介助バーとマットレスとの間に右足大腿部が入り込み、転倒そうになったケース。

換気扇のスイッチを入れたら、突然、羽が脱落して体に当たったケース。

あなたの一報がみんなの事故を防ぎます

一つの重大事故の背後には300の異常があります。小さな異常で重大事故の危険性を予測できます。

ハインリッヒの法則

ナイトにお知らせください!

WE



NEED YOU!

ナイトの連絡窓口

独立行政法人 製品評価技術基盤機構 生活・福祉技術センター 製品安全企画課  
〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館

Tel 06-6942-1113

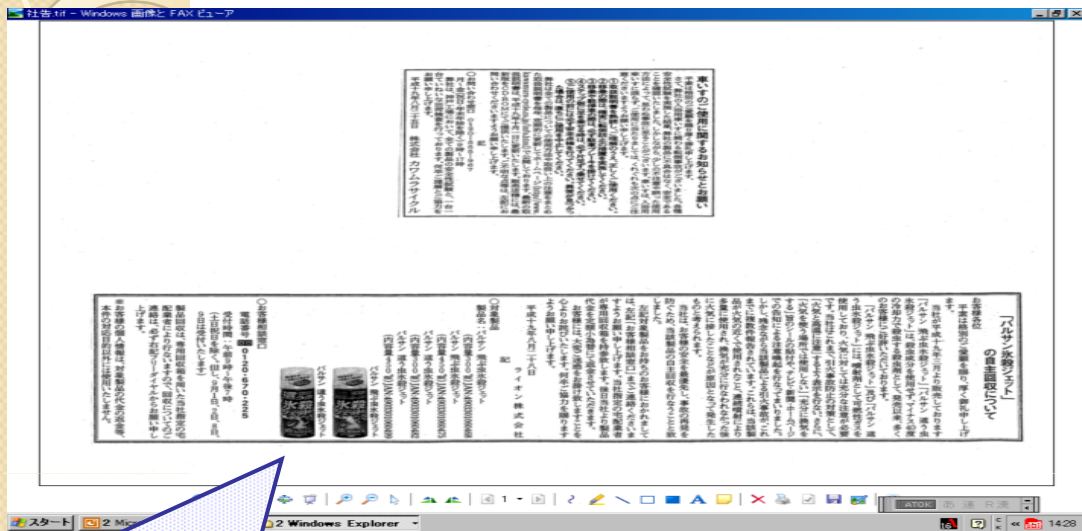
Fax 06-6946-7280

E-mail [jjko@nite.go.jp](mailto:jjko@nite.go.jp)

フリーメールは受信できません。電話又はFAXをご利用ください。

# 事故情報、リコール情報を見たら・・・

## リコール情報に接したら・・・



実際のリコールにかかる新聞記事



自宅に当該製品がないか、チェック!

「よかった。なかった」

「しまった。あった！」

**安心!**  
でも・・・  
せっかくなので、  
ご家族で情報を  
共有しましょう

製品を使うのを  
止めましょう  
事業者にすぐに連絡!

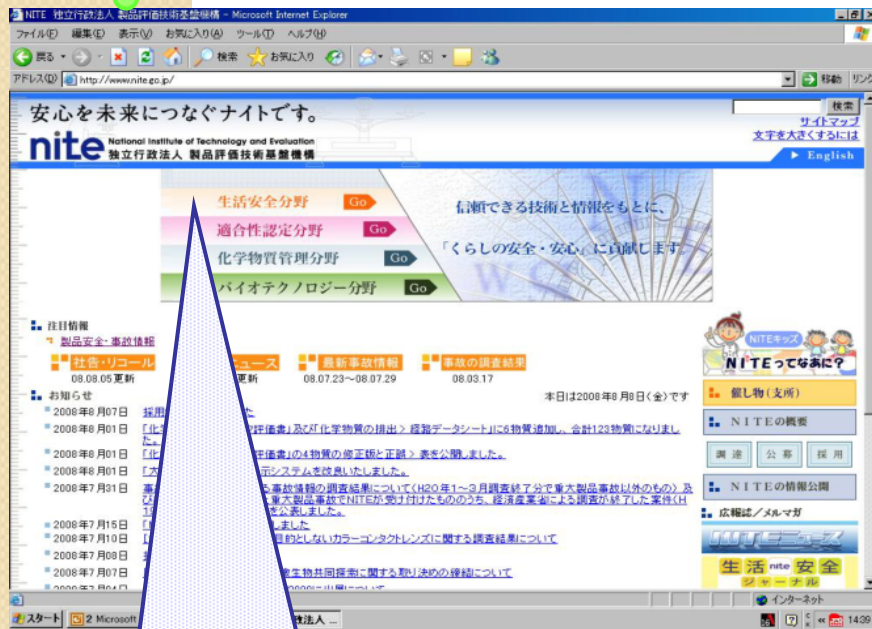
もし、ご自宅の製品がリコール製品かどうか分からず不安な場合には・・・  
(次のページ)



# ご自宅の製品について、不安を感じたら、関連の事故情報をナイトのホームページの検索してみよう



<http://www.nite.go.jp/>  
をクリック!



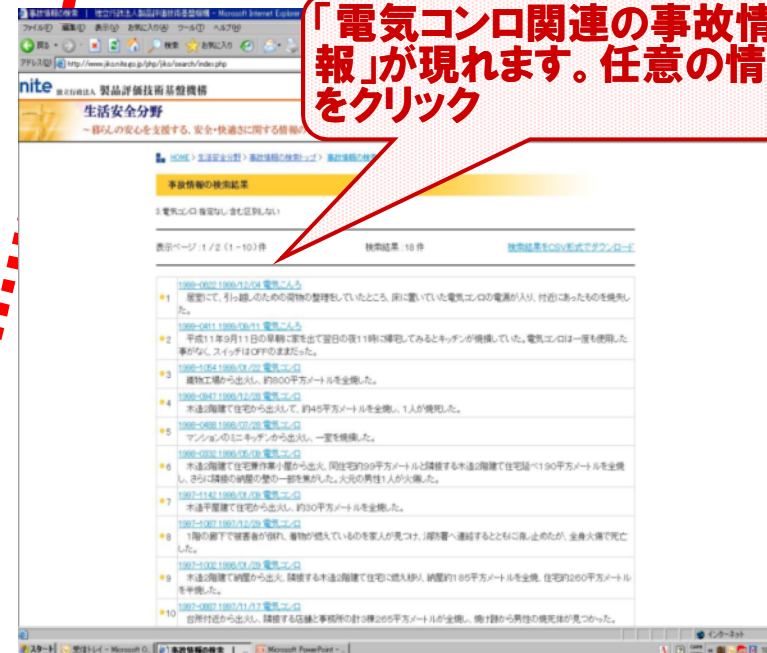
「生活安全分野」をクリック!

「製品安全・事故情報」をクリック

「事故情報検索」をクリック

「キーワード」を入力。  
例えば、「電気コンロ」の事故について調べたい場合・・・  
「電気コンロ」と入力してあとは  
「検索する」  
をクリックするだけ

「電気コンロ関連の事故情報」が現れます。任意の情報をクリック



## ご家庭でできる製品安全

ご自宅に戻られたら、今日から実施して欲しいポイント

ご自宅で火事や傷害等重大事故の原因となり得る製品にはどのようなものをお持ちか確認する

それらの製品について、取扱説明書のありかを確認し、いつでも確認できるように整理する。  
(危険情報には必ず目を通すとともに本日、お配りしているナイトのハンドブックでも再確認!)

ナイトのリコール情報のサイト(前述)にアクセスし、ご自宅のパソコンのお気に入りに登録する。

新聞の社会面、テレビで報道されている製品事故情報に注意。

なお、お買い物の際には



製品を購入する際には、安全面に配慮するメーカー、販売事業者を選びましょう

また、製品安全に関するフレーズで皆さまのアイデアを募集します。

ぜひ、経済産業省製品安全課までお寄せください

製品安全私の一旬募集係（広報担当）まで

TEL：03（3501）4707

FAX：03（3501）6201

採用された句は、今後の製品安全点検日セミナー、当省ホームページで紹介します

製品の用途外の使用は危険。重大事故の元になる。

塵も積もれば事故の元。お掃除一つで身の安心

妻任せ、夫任せが事故招く（家族一人一人が消費者）

ご静聴ありがとうございました

製品は正しく安全に  
使えば、  
あなたの生活を  
豊かにします。  
事故のない安全・安心ライフをあなたに



経済産業省  
Ministry of Economy,  
Trade and Industry